

(4) 川路景観育成特定地区（地区全域）

屋外広告物条例に基づき、屋外広告物特別規制地域の指定があります。基準については、Ⅱ-2「屋外広告物特別規制地域の指定について（平成20年10月1日指定）」を参照してください。

(5) 都市計画道路羽場大瀬木線沿道景観育成特定地区（羽場地区、鼎地区及び伊賀良地区のそれぞれ一部）

屋外広告物条例に基づき、屋外広告物特別規制地域の指定があります。基準については、Ⅱ-2「屋外広告物特別規制地域の区域について 平成25年12月4日指定」を参照してください。

